

住永町長が 住民投票条例案を提案

11月14日、町議会の益城町・熊本市合併調査検討特別委員会で、町長は、熊本市との合併の賛否を問う住民投票条例案を12月定例議会に提案することを表明しました。

その後、記者会見を行い、住民投票を行うには、議会の議決が必要となるが、合併協議終了後に住民報告会を開催し、議会の廃置分合議決前に実施したい旨発表がありました。

以下にその要旨を掲載します。

合併任意協議会設置の時や住民説明会などで常々、住民投票については合併を判断する選択肢の一つとして必要であるならば実施してもいいと思ひ、そのような発言をしてまいりました。

合併（法定）協議会の設置を議会に提案させていただいた時にも合併協議会で熊本市との合併条件を確定的なものにして、将来に禍根を残すことのないよう住民の皆様への的確な判断材料を提供するのが行政の責務であると、住民投票を前提にした提案理由を申し上げております。

行政は常に住民の皆様のことを思い、福祉の向上を第一に考え、住民の皆様が目線で動いていくものであり、住民の意向を無視した行政はあり得ないし、あるべきではないと思っています。

住民投票は、合併を判断する一つの材料ではありますが、住民投票での結果を参考にしながらも、最終的には必ず議会の議決が必要となります。

合併協議会の設置を9月議会で承認していただき、既に10月28日から第1回合併協議会が動き出した今、議会とも相談をし、合併問題に対する住民の皆様への不安を払しょくし、住民の皆様のご意思を反映させるために、議会の廃置分合議決前に住民投票が実施できるよう12月議会に住民投票条例案を提案することにいたしました。

どうか住民の皆様への賢明なご判断をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

役場企画財政課市町村合併係
熊本市・益城町合併協議会事務局

☎ 286-3111
☎ 328-2067

内線 233・234

議案第1号

協議会会議運営規程について

規程の骨子

「会議は公開とする」「議事は全会一致を原則とし、意見が分かれたときは出席委員の過半数で決する」「会議は傍聴でき定員50人、会場の都合により増減できる」となりました。

議案第2号

協議会委員等の報酬及び費用弁償について

委員等の報酬・費用弁償について定められたもので、報酬は月額1万円となりました。

議案第4号

平成20年度協議会の予算について

協議会予算として歳入歳出1,665万円と定めしました。

議案第5号

合併協議項目について

新市発足のため合併基本的協議5項目、合併特別法に基づく協議6項目、その他15項目の計26項目を合併協議項目と決めました。

議案第6号

議員専門部会への付託事項について

合併協議項目のうち7項目を議員専門部会に付託し、審議を行っていただくことになりました。



今後は、月1回程度で開催される予定で、会議は公開ですので、傍聴ができません。次回開催場所等については、下記までお問い合わせください。